

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年5月13日
【四半期会計期間】	第12期第1四半期（自平成22年1月1日至平成22年3月31日）
【会社名】	株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン
【英訳名】	Golf Digest Online Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 石坂 信也
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番8号
【電話番号】	(03)5408-3188
【事務連絡者氏名】	執行役員 酒井 敦史
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門三丁目4番8号
【電話番号】	(03)5408-3188
【事務連絡者氏名】	執行役員 酒井 敦史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第11期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第12期 第1四半期 累計(会計)期間	第11期 連結会計年度
会計期間	自平成21年1月1日 至平成21年3月31日	自平成22年1月1日 至平成22年3月31日	自平成21年1月1日 至平成21年12月31日
売上高(千円)	2,723,206	2,758,560	12,841,105
経常利益又は損失( ) (千円)	2,121	14,085	794,778
四半期(当期)純利益又は純損失 ( ) (千円)	19,018	10,225	411,161
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金(千円)	-	824,916	-
発行済株式総数(株)	-	164,490	-
純資産額(千円)	2,289,179	2,668,887	2,748,808
総資産額(千円)	5,368,091	4,968,149	5,430,103
1株当たり純資産額(円)	13,707.35	15,748.79	16,284.36
1株当たり四半期(当期)純利益 又は純損失金額( ) (円)	116.15	62.16	2,506.25
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	2,491.92
1株当たり配当額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	41.8	52.1	49.3
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	10,089	286,480	909,505
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	85,504	152,634	380,658
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	489,351	11,128	660,778
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	1,564,222	568,110	1,018,354
従業員数(人)	208	233	230

(注) 1. 当社は、連結子会社でありました株式会社ゴルフパラダイスを平成21年10月1日に吸収合併し、連結子会社が無くなったため、当事業年度より連結財務諸表を作成しておりません。従って、第12期第1四半期累計(会計)期間については、個別数値を記載しております。なお、第11期連結会計年度まで連結財務諸表を作成しているため、第11期第1四半期累計(会計)期間及び前事業年度については、これに代えて、第11期第1四半期連結累計(会計)期間及び第11期連結会計年度について記載しております。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第11期第1四半期連結累計(会計)期間及び第12期第1四半期累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

4. 当社には関連会社がありませんので、持分法を適用した場合の投資利益は記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年3月31日現在

従業員数(人)	233 (119)
---------	-----------

(注)従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数(人材派遣会社からの派遣社員を含む)は、当第1四半期会計期間の平均人員を( )内に外数で記載しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

該当事項はありません。

#### (2) 商品仕入実績

当第1四半期会計期間の商品仕入実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりであります。

なお、前年同四半期については、四半期連結財務諸表を作成しているため、前年同四半期比は記載しておりません。

事業部門の名称	当第1四半期会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	前年同四半期比(%)
リテールビジネス(千円)	1,605,252	-
合計(千円)	1,605,252	-

(注) 1. 金額は仕入価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 当第1四半期会計期間より、従来の「ゴルフ用品Eコマース事業」は「リテールビジネス」に名称変更しております。

#### (3) 受注状況

当社は、受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であります。また、期中の受注高と販売実績とがほぼ対応するため、記載を省略しております。

#### (4) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績を事業部門ごとに示すと、次のとおりであります。

なお、前年同四半期については、四半期連結財務諸表を作成しているため、前年同四半期比は記載しておりません。

事業部門の名称	当第1四半期会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	前年同四半期比(%)
リテールビジネス(千円)	2,045,139	-
ゴルフ場ビジネス(千円)	477,192	-
メディアビジネス(千円)	236,228	-
合計(千円)	2,758,560	-

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当第1四半期会計期間より、従来の「ゴルフ用品Eコマース事業」「ゴルフ場向けサービス事業」「メディア事業」はそれぞれ「リテールビジネス」「ゴルフ場ビジネス」「メディアビジネス」に名称変更しております。

### 2【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当社は、平成22年3月30日開催の取締役会決議に基づき、株式会社インサイトの株式を取得し子会社化する株式譲渡契約を平成22年4月28日付で締結しました。

#### 1．株式取得の理由

当社はゴルフのワンストップ・サービスの一環として、全国のゴルフ場との提携を通じ、ゴルフ場予約サービスを多くのゴルファーにご利用頂いてまいりました。また今後も、若年層や女性ゴルファーの拡大、ゴルフ人気の高まりに伴い、手軽にゴルフを楽しみたいという需要は高まると予測しており、より便利で多様なサービスの提供を目指しています。

今回の株式取得により、当社の会員データおよび提携ゴルフ場とのネットワークと、ゴルフ場基幹業務システムの代表的なベンダーである株式会社インサイトのシステムノウハウを融合させ、ゴルファーとゴルフ場の双方にメリットのあるサービスを開発し、提供するため、ゴルフ場基幹システムの開発・運営を主軸業務とする株式会社インサイトの株式譲渡契約を締結しました。

#### 2．異動する子会社（株式会社インサイト）の概要

(1) 名称	株式会社インサイト		
(2) 所在地	愛媛県松山市竹原三丁目20番6号		
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 中崎 慶一		
(4) 事業内容	ゴルフ場向けソフトウェアの開発・販売		
(5) 資本金	10,000 千円		
(6) 設立年月日	平成8年9月12日		
(7) 大株主及び持株比率	中崎 慶一 100%		
(8) 上場会社と当該会社との関係			
資本関係	なし		
人的関係	なし		
取引関係	ゴルフ場向けソフトウェア「GDO GOLF-XML」を共同開発		
(9) 当該会社の最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
純資産	15,603 千円	23,321 千円	33,571 千円
総資産	169,224 千円	119,512 千円	117,752 千円
売上高	260,173 千円	291,625 千円	313,063 千円
営業利益	1,196 千円	13,394 千円	22,340 千円
経常利益	1,155 千円	14,129 千円	20,414 千円
当期純利益	1,270 千円	7,717 千円	10,984 千円

#### 3．株式取得の相手先の概要

(1) 氏名	中崎 慶一
(2) 所在地	個人のため記載を省略します。

## 4. 株式取得数、取得価額及び取得前後の所有株式の状況

(1) 異動前の所有株式数	0 株
(2) 取得株式数	200 株
(3) 異動後の所有株式数	200 株

(注) 取得価額は第三者機関による公正な取引価額によります。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1)業績の概況

当第1四半期会計期間におけるわが国経済は、一部消費財の需要に回復の兆しが見られたものの、デフレの一層の進行や、雇用・所得環境の改善の遅れなどを背景に、個人消費は引き続き低調に推移いたしました。

一方、ゴルフ業界をとりまく環境は、景気悪化の影響を受けているものの、若手プロゴルファーの活躍などによるゴルフブームの高まりを受け、ゴルフプレー人口は増加傾向にあります。また、インターネット業界では一層快適な利用環境の構築が進み、ブログやソーシャルネットワーキングサービスなど新しく台頭したサービスを基盤とし、コミュニティサービスやモバイルコンテンツなどの分野が、今後ますます拡大を続けていくものと予測されます。

このような環境のもと、当社は当期を初年度とする中期経営計画を策定し、今後の成長を加速するため事業基盤の強化と新たなビジネス展開へ挑戦を開始いたしました。平成22年2月の中国企業との旅行事業における業務提携や、3月のゴルフ場基幹システム構築を手がける会社への出資合意はこの取り組みの一環であります。また、引き続き収益力の改善に努めるとともに、業務の効率化とマネージメントの高度化を目指した体制作り に注力しております。

これらの結果、売上高2,758百万円、営業利益は7百万円、経常利益は14百万円となり、第1四半期会計期間としては過去最高の売上高となりました。なお、当社は、連結子会社でありました株式会社ゴルフパラダイスについては、平成21年10月1日に吸収合併し、連結子会社がなくなったため、当事業年度より連結財務諸表を作成しておりません。従って、第12期第1四半期累計(会計)期間については、個別数値を記載しております。前年同四半期においては、四半期連結財務諸表を作成しているため、前年同四半期比較は記載しておりません。

主要セグメント(ビジネス部門)別の主な状況は、以下のとおりであります。

#### 『リテールビジネス』

当第1四半期会計期間における当ビジネス部門の業績は、売上高2,045百万円、売上総利益482百万円となりました。

売上高に関しましては、オンラインゴルフショップ「GDOSHOP.com」において、昨年来続くゴルフクラブの販売不振、価格下落の影響と、中古ゴルフ用品販売を行う店舗チェーン「ゴルフパラダイス」の中古クラブ販売の不振により、前年同期を下回る結果となりました。

しかしながら、部門としての売上高は前年同期を下回ったものの、お客様にとって魅力的な商品、サービスの提供を追求した結果、「GDOSHOP.com」へのビジター数、注文件数は増加し、新品販売の売上高は、前年同期を上回る結果となりました。

一方、利益面においては、ウェアを中心とする高粗利商品の販売強化、計画仕入による在庫の適正化、経費コントロールの強化を行ったことにより、営業利益が前年を大幅に上回る結果となりました。

不振が続く「ゴルフパラダイス」は、収益性の改善への取り組みとして、「GDOSHOP.com」と連動した品揃えの充実と、不採算店舗の閉店を推し進めております。平成22年3月をもって1店舗(鶴見店)を閉店しましたが、第2四半期以降も積極的に不採算店舗の閉店を行うとともに、より良い立地への新規出店を行っていく予定です。

#### 『ゴルフ場ビジネス』

当第1四半期会計期間における当ビジネス部門の業績は、売上高477百万円、売上総利益466百万円となりました。2月、3月の降雪による天候不順の影響を受けつつも、送客人数は前年同期比10.9%増となりました。これは、ゴルフ場への営業強化を図り、ユーザーにとって、より魅力的な優待プランの実施や時間枠の拡大を可能にしたことによるものであります。また、当ビジネス部門では、中期経営計画にも掲げた「ゴルフ場との信頼関係の強化」のため、ゴルフ場への付加価値提供となる取り組みを実施しております。その一環として、「GDOマナーアッププロジェクト」を全国400コース以上で展開しました。ゴルファーのマナー向上を目的としたポスター、ステッカーを制作してゴルフ場に無償配布するなど、好評を得ております。

#### 『メディアビジネス』

当第1四半期会計期間における当ビジネス部門の業績は、売上高236百万円、売上総利益158百万円となりました。

広告事業におきましては、経済環境悪化に伴う広告マーケットの低迷の中においても順調に収益を拡大することができました。優良な会員属性を活かした独自性の高い企画内容で広告効果をあげ、その結果として継続掲載や長期掲載のクライアントが拡大しております。平成22年2月にはフリーペーパー「GDO Style Book」2号を発行し、昨年の創刊号を上回る売上を獲得し、高い評価をいただいております。また、3月にはiPhone版GDOマガジン(版)をスタートさせるなど、より多くのカスタマーにご利用いただける環境を構築しました。宮里藍プロの活躍等による話題性の高まりもあり、ユニークビジター数やページビュー数は順調に拡大しております。

モバイル事業におきましては、ゴルフのオフシーズンとも重なり有料会員数の伸びは若干鈍化したものの、売上高は堅調に推移しました。「お客様満足度の向上」という経営テーマ推進の下、カスタマー対応の迅速化、より魅力的なコンテンツの提供など、有料課金サイトとしての付加価値向上により引き続き新規会員の獲得に努めております。

当期より当ビジネス部門の管轄となったイベント事業におきましては、創業10周年を機に「GDOアマチュアゴルフ選手権」を参加者規模で日本最大級の「1万人」へ拡大します。2月より参加者の募集を開始し、順調にエントリー数が伸びております。業績への反映は第2四半期以降となります。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べて450百万円減少し、568百万円となりました。

当第1四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。前年同四半期においては、四半期連結財務諸表を作成しているため、前年同四半期比較は記載しておりません。

### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動における資金は286百万円の減少となりました。主な要因は、売上債権の減少による増加207百万円、未払金の減少による支出176百万円、法人税等の支払による支出198百万円があったことによるものであります。

### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動における資金は152百万円の減少となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出33百万円、無形固定資産の取得による支出119百万円があったことによるものであります。

### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動における資金は11百万円の減少となりました。主な要因は、短期借入による収入300百万円、短期借入金の返済による支出170百万円、長期借入金の返済による支出53百万円、リース債務の返済による支出25百万円、配当金の支払62百万円があったことによるものであります。

## (3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

## (4) 研究開発活動

該当事項はありません。



### 第3【設備の状況】

#### (1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

#### (2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	591,640
計	591,640

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年3月31日)	提出日現在発行数(株) (平成22年5月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	164,490	164,490	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株制度を採用していません。
計	164,490	164,490	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成22年5月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

## (2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

(平成14年9月30日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	8
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	480
新株予約権の行使時の払込金額(円)	11,000
新株予約権の行使期間	平成16年11月1日から 平成24年8月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 11,000 資本組入額 5,500
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 平成14年12月25日をもって1株を3株の割合で株式分割(平成14年11月28日取締役会決議)、平成15年11月18日をもって1株を4株の割合で株式分割(平成15年10月16日取締役会決議)、さらに平成16年8月16日をもって1株を5株の割合で株式分割(平成16年5月26日開催の取締役会決議)を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

2. 当社が株式の分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

3. 新株予約権行使時に払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整します。

- (1) 当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が調整前発行価額を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前発行価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- (3) 当社が合併又は株式分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

## 4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 権利を付与された者は、以下の区分に従って、付与された権利の一部又は全部を行使することができる。  
平成16年11月1日から平成17年8月31日までは、権利を付与された株式数の2分の1について権利を行使することができる。  
平成17年9月1日から平成24年8月31日までは、権利を付与された株式数のすべてについて権利を行使することができる。
- (2) 権利行使時において権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了により退任した取締役については、権利行使時において当社の取締役又は従業員でなくとも、権利行使することができる。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役又は従業員については、その相続人が権利行使することができる。
- (3) 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
- (4) その他の条件につきましては、当社と付与対象者との間で締結した「新株引受権付与契約書」に定めております。

(平成15年7月22日臨時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	139
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,780
新株予約権の行使時の払込金額(円)	17,500
新株予約権の行使期間	平成17年8月1日から 平成25年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 17,500 資本組入額 8,750
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 平成15年11月18日をもって1株を4株の割合で株式分割(平成15年10月16日取締役会決議)、さらに平成16年8月16日をもって1株を5株の割合で株式分割(平成16年5月26日開催の取締役会決議)を行っております。これにより新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の払込金額及び新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は調整されております。

2. 当社が株式の分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

3. 新株予約権行使時に払込をなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下、「払込価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とします。なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整します。

(1) 当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2) 当社が調整前発行価額を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前発行価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(3) 当社が合併又は株式分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1) 権利行使時において権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了により退任した取締役については、権利行使時において当社の取締役又は従業員でなくとも、権利行使することができる。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役又は従業員については、その相続人が権利行使することができる。

(2) 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。

(3) その他の条件につきましては、当社と付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

(平成16年9月28日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	500
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	201,533
新株予約権の行使期間	平成18年10月1日から 平成26年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 201,533 資本組入額 100,767
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1.平成20年2月14日に2,200株を消却しております。

2.当社が株式の分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

3.新株予約権行使時に払込をなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整します。

(1)当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

(2)当社が調整前発行価額を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前発行価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(3)当社が合併又は株式分割を行う場合等、払込価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

4.当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

(1)権利行使時において権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡による退任又は退職の場合、その他の正当な理由があり、当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役又は従業員については、その相続人が権利行使することができる。

(2)権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。

(3)その他の条件につきましては、当社と付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

(平成17年9月27日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	105,973
新株予約権の行使期間	平成19年10月1日から 平成27年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 105,973 資本組入額 52,987
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1.平成20年2月14日に730株を消却しております。

2.当社が株式の分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

3.新株予約権行使時に払込をすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込金額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込金額をそれぞれ調整します。

(1)当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が調整前払込金額を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前発行価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- (3) 当社が合併又は株式分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。

4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。

- (1) 権利行使時において権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡による退任又は退職の場合、その他の正当な理由があり、当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役又は従業員については、その相続人が権利行使することができる。
- (2) 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
- (3) その他の条件につきましては、当社と付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めております。

会社法に基づき発行した新株予約権

(平成20年3月26日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年3月31日)
新株予約権の数(個)	5,080
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	5,080
新株予約権の行使時の払込金額(円)	34,900
新株予約権の行使期間	平成22年4月25日から 平成30年4月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 34,900 資本組入額 17,450
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1. 平成22年3月31日に120株を消却しております。

2. 当社が株式の分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

3. 新株予約権行使時に払込をなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「払込価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とします。なお、発行日以降、以下の事由が生じた場合は、払込価額をそれぞれ調整します。

- (1) 当社が株式の分割又は併合を行う場合には、次の算式により払込価額を調整し調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。



$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が調整前発行価額を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後発行価額} = \text{調整前発行価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{調整前発行価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

- (3) 当社が合併又は株式分割を行う場合等、払込金額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で払込金額を調整するものとします。
4. 当該ストックオプションに係わる行使の条件、譲渡に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 権利行使時において権利を付与された者は、当社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、死亡による退任又は退職の場合、その他の正当な理由があり、当社取締役会の承認を得た場合にはこの限りではない。また、権利行使期間中に死亡により地位を喪失した取締役又は従業員については、その相続人が権利行使することができる。
- (2) 権利を付与された者は、付与された権利を第三者に譲渡、質入その他の処分をすることができない。
- (3) その他の条件につきましては、当社と付与対象者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定められています。

## (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成22年1月1日～ 平成22年3月31日	-	164,490	-	824,916	-	786,035

## (5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

## (6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成21年12月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

## 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	-	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 164,490	164,490	-
単元未満株式	-	-	-
発行済株式総数	164,490	-	-
総株主の議決権	-	164,490	-

## 【自己株式等】

該当事項はありません。

## 2 【株価の推移】

## 【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年1月	2月	3月
最高(円)	22,220	24,700	24,000
最低(円)	20,300	19,740	20,640

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

## 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号、以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
- (3) 前第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）は四半期財務諸表を作成していないため、前第1四半期累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書に代えて、前第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書を記載しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第1四半期会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期財務諸表については新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、当社の監査人は次のとおり交代しております。

第11期連結会計年度 有限責任監査法人トーマツ

第12期第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間 新日本有限責任監査法人

また、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

### 3．四半期連結財務諸表について

連結子会社でありました株式会社ゴルフパラダイスについては、平成21年10月1日に吸収合併し、連結子会社でなくなったため、当第1四半期会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）については、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

## 1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】  
【当第1四半期会計期間末】

(単位：千円)

当第1四半期会計期間末 (平成22年3月31日)	
<b>資産の部</b>	
流動資産	
現金及び預金	568,110
売掛金	905,851
商品及び製品	1,244,968
原材料及び貯蔵品	7,230
その他	307,461
貸倒引当金	436
流動資産合計	3,033,186
固定資産	
有形固定資産	377,989
無形固定資産	992,184
投資その他の資産	564,788
固定資産合計	1,934,962
資産合計	4,968,149
<b>負債の部</b>	
流動負債	
買掛金	866,395
短期借入金	313,344
未払法人税等	5,202
ポイント引当金	212,979
その他	470,049
流動負債合計	1,867,970
固定負債	431,292
負債合計	2,299,262
<b>純資産の部</b>	
株主資本	
資本金	824,916
資本剰余金	786,035
利益剰余金	963,000
株主資本合計	2,573,951
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	16,566
評価・換算差額等合計	16,566
新株予約権	78,369
純資産合計	2,668,887
負債純資産合計	4,968,149

【前連結会計年度末】

(単位：千円)

前連結会計年度末に係る  
連結貸借対照表  
(平成21年12月31日)

<b>資産の部</b>	
流動資産	
現金及び預金	1,018,354
売掛金	1,113,684
商品及び製品	1,114,730
原材料及び貯蔵品	6,782
繰延税金資産	163,220
その他	159,570
貸倒引当金	572
流動資産合計	3,575,770
固定資産	
有形固定資産	
建物及び構築物	316,137
工具、器具及び備品	76,734
リース資産	137,835
建設仮勘定	21,461
減価償却累計額	191,940
有形固定資産合計	360,228
無形固定資産	
のれん	249,841
リース資産	349,335
その他	339,461
無形固定資産合計	938,638
投資その他の資産	
投資有価証券	55,193
敷金	260,998
繰延税金資産	33,714
その他	205,628
貸倒引当金	68
投資その他の資産合計	555,465
固定資産合計	1,854,333
資産合計	5,430,103
<b>負債の部</b>	
流動負債	
買掛金	902,964
短期借入金	170,000
1年内返済予定の長期借入金	66,676
リース債務	102,783
未払金	299,085
未払法人税等	214,258
ポイント引当金	210,372
その他	249,587
流動負債合計	2,215,728
固定負債	
リース債務	398,296
その他	67,270
固定負債合計	465,566
負債合計	2,681,295

(単位：千円)

前連結会計年度末に係る  
連結貸借対照表  
(平成21年12月31日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	824,916
資本剰余金	786,035
利益剰余金	1,063,695
株主資本合計	2,674,646
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	3,968
評価・換算差額等合計	3,968
新株予約権	70,192
純資産合計	2,748,808
負債純資産合計	5,430,103

(2) 【四半期損益計算書】  
【前第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
売上高	2,723,206
売上原価	1,743,366
売上総利益	979,839
販売費及び一般管理費	984,624
営業損失( )	4,785
営業外収益	
受取利息	2,189
不動産賃貸料	3,061
その他	1,058
営業外収益合計	6,309
営業外費用	
支払利息	3,638
その他	7
営業外費用合計	3,645
経常損失( )	2,121
特別損失	
投資有価証券評価損	454
固定資産除却損	437
その他	12
特別損失合計	904
税金等調整前四半期純損失( )	3,025
法人税、住民税及び事業税	2,308
法人税等調整額	13,684
法人税等合計	15,992
四半期純損失( )	19,018

## 【当第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
売上高	2,758,560
売上原価	1,651,018
売上総利益	1,107,542
販売費及び一般管理費	1,099,609
営業利益	7,932
営業外収益	
受取利息	1,003
不動産賃貸料	2,967
受取損害金	3,500
その他	3,634
営業外収益合計	11,106
営業外費用	
支払利息	4,886
その他	67
営業外費用合計	4,953
経常利益	14,085
特別損失	
固定資産除却損	3,770
その他	44
特別損失合計	3,814
税引前四半期純利益	10,270
法人税、住民税及び事業税	2,564
法人税等調整額	17,931
法人税等合計	20,495
四半期純損失( )	10,225



(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】  
【前第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純損失( )	3,025
減価償却費	28,437
無形固定資産除却損	437
受取利息及び受取配当金	2,189
支払利息	3,638
株式交付費	7
投資有価証券評価損益( は益)	454
のれん償却額	23,422
株式報酬費用	10,953
ポイント引当金の増減額( は減少)	10,936
貸倒引当金の増減額( は減少)	45
売上債権の増減額( は増加)	223,046
たな卸資産の増減額( は増加)	1,284
未収入金の増減額( は増加)	2,548
未収消費税等の増減額( は増加)	22,907
前払費用の増減額( は増加)	3,025
仕入債務の増減額( は減少)	124,289
未払金の増減額( は減少)	26,457
未払費用の増減額( は減少)	70,343
未払消費税等の増減額( は減少)	3,418
前受金の増減額( は減少)	8,275
預り金の増減額( は減少)	7,730
その他の資産の増減額( は増加)	2,658
その他の負債の増減額( は減少)	12,687
小計	106,258
利息及び配当金の受取額	776
利息の支払額	3,833
法人税等の支払額	93,130
法人税等の還付額	18
営業活動によるキャッシュ・フロー	10,089
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	29,903
無形固定資産の取得による支出	56,018
その他	418
投資活動によるキャッシュ・フロー	85,504
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入れによる収入	1,600,000
短期借入金の返済による支出	1,000,000
長期借入金の返済による支出	53,332
配当金の支払額	57,309
その他	7
財務活動によるキャッシュ・フロー	489,351
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	413,936
現金及び現金同等物の期首残高	1,150,285
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,564,222

## 【当第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税引前四半期純利益	10,270
減価償却費	54,401
有形固定資産除却損	3,770
受取利息及び受取配当金	1,003
支払利息	4,886
のれん償却額	23,422
受取損害金	3,500
ポイント引当金の増減額(は減少)	2,606
貸倒引当金の増減額(は減少)	607
売上債権の増減額(は増加)	207,089
たな卸資産の増減額(は増加)	130,685
未収入金の増減額(は増加)	12,508
前払費用の増減額(は増加)	11,167
仕入債務の増減額(は減少)	36,568
未払金の増減額(は減少)	176,997
未払費用の増減額(は減少)	23,672
未払消費税等の増減額(は減少)	14,862
その他	7,164
小計	86,059
利息及び配当金の受取額	260
利息の支払額	5,552
損害金の受取額	3,500
法人税等の支払額	198,935
法人税等の還付額	306
営業活動によるキャッシュ・フロー	286,480
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	33,592
無形固定資産の取得による支出	119,230
その他	188
投資活動によるキャッシュ・フロー	152,634
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入れによる収入	300,000
短期借入金の返済による支出	170,000
長期借入金の返済による支出	53,332
リース債務の返済による支出	25,342
配当金の支払額	62,454
財務活動によるキャッシュ・フロー	11,128
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	450,243
現金及び現金同等物の期首残高	1,018,354
現金及び現金同等物の四半期末残高	568,110

【簡便な会計処理】

	当第1四半期会計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期会計期間末の貸倒実績率等が、前事業年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前事業年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成22年3月31日)	
有形固定資産の減価償却累計額	207,403千円

前連結会計年度末 (平成21年12月31日)	
-----	

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	
主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
従業員給与	318,892千円
ポイント引当金繰入額	10,936千円

当第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	
主要な費目及び金額は次のとおりであります。	
従業員給与	363,787千円
ポイント引当金繰入額	2,606千円

## (四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年3月31日現在)	
現金及び預金勘定	1,564,222千円
現金及び現金同等物	<u>1,564,222千円</u>

当第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対 照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年3月31日現在)	
現金及び預金勘定	568,110千円
現金及び現金同等物	<u>568,110千円</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年3月31日)及び当第1四半期累計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 164,490株

2. 自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期会計期間末残高 78,369千円

(注) 権利行使期間の初日が到来しておりません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

	株式の種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年3月26日 第11回定時株主総会	普通株式	90,469	利益剰余金	550	平成21年 12月31日	平成22年 3月29日

5. 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

	ゴルフ用品E コマース事業 (千円)	ゴルフ場向け サービス事業 (千円)	メディア事業 (千円)	計 (千円)	消去又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高						
(1)外部顧客に対する売上高	2,110,162	436,314	176,729	2,723,206	-	2,723,206
(2)セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-	(-)	-
計	2,110,162	436,314	176,729	2,723,206	(-)	2,723,206
営業利益又は営業損失	63,146	205,339	6,581	275,067	(279,852)	4,785

(注)1.事業区分の方法

事業は、商品・サービス等の系列及び市場の類似性を考慮して区分しております。

2.各区分に属する主要な内容

事業区分	主要なサービス
ゴルフ用品Eコマース事業	ゴルフ用品ネット販売サービス、中古ゴルフ用品買取販売サービス等
ゴルフ場向けサービス事業	ゴルフ場予約サービス、ゴルフ場向けASPサービス等
メディア事業	広告・マーケティングサービス、ゴルフコンテンツ配信サービス、モバイルサービス等

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店はありませんので、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成21年1月1日至平成21年3月31日)

海外売上高がないため、該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成22年1月1日至平成22年3月31日)

ストック・オプションに係る当第1四半期会計期間における費用計上額及び科目名  
販売費及び一般管理費 8,176千円

## (1株当たり情報)

## 1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成22年12月31日)	
1株当たり純資産額	15,748.79円

前連結会計年度末 (平成21年12月31日)	
1株当たり純資産額	16,284.36円

## 2. 1株当たり四半期純損失金額

前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)	
1株当たり四半期純損失金額	116.15円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成21年1月1日 至平成21年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額	
四半期純損失(千円)	19,018
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失(千円)	19,018
期中平均株式数(株)	163,740
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-



当第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)	
1株当たり四半期純損失金額	62.16円
なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自平成22年1月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり四半期純損失金額	
四半期純損失(千円)	10,225
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る四半期純損失(千円)	10,225
期中平均株式数(株)	164,490
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年5月1日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン  
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 遠藤 康彦 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 下条 修司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成21年1月1日から平成21年3月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン及び連結子会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年5月13日

株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 山口 光信 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 柴田 憲一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第12期事業年度の第1四半期会計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年1月1日から平成22年3月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ゴルフダイジェスト・オンラインの平成22年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。